復興庁

（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　吉野　潤
復興事務官（統括官付参事官）に併任する
（同）同　遠藤健太郎
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する
（特許庁総務部秘書課長）経済産業事務官　田中耕太郎
復興事務官（福島復興局次長）に転任させる
統括官付参事官に併任する
（福島復興局次長）復興事務官　岸本　道弘
統括官付参事官の併任を解除する
経済産業省に出向させる
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　大橋　良輔
復興事務官（統括官付参事官）に併任する
福島復興局次長に併任する
（同）同　白井　基晴
福島復興局次長の併任を解除する
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する
（以上七月五日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　梶原　広彦
退職（七月六日）

最高裁判所

新潟地方裁判所判事補兼新潟家庭裁判所判事補・新潟簡易裁判所判事　福間　匠
横浜地方裁判所判事補に補する
兼ねて横浜家庭裁判所判事補に補する
横浜簡易裁判所判事に補する
札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事　貝阿彌　健
東京地方裁判所判事補に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する（以上七月四日）

官庁報告

法務

公証人任免

神戸地方法務局所属公証人仲田稿次は願により公証人を免ぜられた。
弘瀬晃は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人仲田稿次の後任を命ぜられた。
奈良地方法務局所属公証人内海洋治は願により公証人を免ぜられた。
大竹聖一は公証人に任命され、奈良地方法務局所属公証人内海洋治の後任を命ぜられた。
和歌山地方法務局所属公証人中村司は願により公証人を免ぜられた。
森元利宏は公証人に任命され、和歌山地方法務局所属公証人中村司の後任を命ぜられた。
名古屋法務局所属公証人横山緑は願により公証人を免ぜられた。
多田衛は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人横山緑の後任を命ぜられた。
鳥取地方法務局所属公証人小巻泰は願により公証人を免ぜられた。
三浦信幸は公証人に任命され、鳥取地方法務局所属公証人小巻泰の後任を命ぜられた。
宮崎地方法務局所属公証人平野英雄は願により公証人を免ぜられた。
大野政徳は公証人に任命され、宮崎地方法務局所属公証人平野英雄の後任を命ぜられた。
盛岡地方法務局所属公証人福田庄一は願により公証人を免ぜられた。
芳見孝行は公証人に任命され、盛岡地方法務局所属公証人福田庄一の後任を命ぜられた。
福岡法務局所属公証人佐々木正光は願により公証人を免ぜられた。
熊谷浩一は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人佐々木正光の後任を命ぜられた。
福岡法務局所属公証人佐藤議は願により公証人を免ぜられた。
宮城直之は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人佐藤議の後任を命ぜられた。
熊本地方法務局所属公証人樋口健児は願により公証人を免ぜられた。
羽田豊光は公証人に任命され、熊本地方法務局所属公証人樋口健児の後任を命ぜられた。
札幌法務局所属公証人三上隆司は願により公証人を免ぜられた。
羽澤勝夫は公証人に任命され、札幌法務局所属公証人三上隆司の後任を命ぜられた。（以上七月一日）（法務省）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者である福崎信宏の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年7月10日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成29年７月19日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105－0011 東京都港区芝公園１－５－32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	労働者災害補償保険制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成29年６月30日から６か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年７月10日

千葉地方法務局長　持田　弘二

記

氏名　河村　成幸
所属する司法書士会　千葉司法書士会
登録番号　千葉第999号
事務所の所在地　千葉県船橋市印内町603番地１田中ビル「第２」522号
違反行為　受託事件の放置等

隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等

1　自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第79条第１項の規定に基づく被疑事実通知書
第37普通科連隊　陸士長　越智　竜哉　殿
貴下は、平成28年11月７日以降、正当な理由なく欠勤した。
陸上自衛隊第37普通科連隊長
１等陸佐　丸尾　寿明
2　自衛隊法施行規則第71条の規定に基づく審理のために出頭すべき期日及び場所等
(1)　審理のために出頭すべき期日
平成29年９月４日午前10時
(2)　出頭すべき場所　陸上自衛隊信太山駐屯地（大阪府和泉市伯太町官有地）